

枚方京田辺環境施設組合職員の勤務時間等に関する条例施行規則

平成28年7月1日

規則第9号

改正 令和元年5月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合職員の勤務時間等に関する条例(平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振りの基準)

第2条 条例第3条第2項に規定する勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、公務の運営上の事情により必要があると認めるときは、これらの規定による勤務時間の割振りを基準として、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(休日に勤務することを命ずる場合における勤務時間の割振りの変更)

第3条 管理者は、休日に勤務することを命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、前条の規定による勤務時間の割振りを臨時に変更することができる。

(休憩時間)

第4条 条例第5条第1項に規定する休憩時間は、正午から午後0時45分までを基準として置くものとする。

2 管理者は、業務遂行上やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げて与えることができる。

(宿日直勤務)

第5条 管理者は、休日の正規の勤務時間において、職員に条例第6条第1項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第6条 管理者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第7条 管理者は、職員に時間外勤務(条例第6条第2項の規定に基づき命ぜ

られて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第8条 管理者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(アにあっては、時間)

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1か月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、管理者が定める期間において管理者が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として管理者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月

2 管理者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特

に緊急に処理することを要するものと管理者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。管理者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として管理者が定める場合も、同様とする。

3 管理者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して6か月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、管理者が定める。

(委任)

第9条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月27日規則第3号)

この規則は、令和元年6月1日から施行する。